

はだの環境マネジメントシステム
秦野市公共工事における環境配慮指針

初版制定 : 令和2年4月1日

秦野市

公共工事における環境配慮指針

1 目的

本市の行なっている各種の事業や経済活動は、市内だけに限らず広い範囲の環境に影響を及ぼしている。そのため、市は自ら率先して環境を守るための取り組みを進める必要がある。

「秦野市公共工事における環境配慮指針」は、市が行う公共工事を実施するに際して環境への負荷を低減するため、環境に配慮する事項を取りまとめ、地域の環境問題に対処し、地球規模に及び環境への影響を視野に入れながら、秦野の豊かな環境を後世に継承することを目的とする。

2 環境配慮指針の適用

この環境配慮指針は、工事の計画、設計、施行及び管理の各段階において、予め検討することが必要と思われる環境への配慮事項を掲げたものであり、個別具体的な事業の実施に当たっては、工事の特性、事業実施個所の地域特性などを考慮しながら、環境配慮事項の積極的な適用を図る。

3 方針の適用時期

令和2年4月1日から適用する。

4 環境配慮指針を適用する公共工事等

	対象事業	対象事業規模
1	公共建築物整備事業	10,000 千円以上
2	道路整備事業	5,000 千円以上
3	下水道整備事業	5,000 千円以上
4	水道整備事業	5,000 千円以上
5	公園緑地整備事業	5,000 千円以上
6	河川、水辺整備事業	5,000 千円以上
7	廃棄物施設整備事業	5,000 千円以上
8	その他	該当工事毎に検討する

5 環境配慮指針のチェック方法について

(1) 構想、計画段階での配慮事項

事業担当課の環境管理推進員（課等の長）が別紙「公共工事における環境配慮指針チェック表」に基づきチェックし、建設担当課の環境管理推進員（課等の長）が合議する。チェックする時点は、別紙「各工事の流れ」を参考にし、各工事毎に適切な時期に実施する。

(2) 設計段階での配慮事項

建設担当課の環境管理推進員（課等の長）が別紙「公共工事における環境配

公共工事における環境配慮指針

慮指針チェック表」に基づきチェックする。チェックする時点は、別紙「各工事の流れ」を参考にし、各工事毎に適切な時期に実施する。

(3) 施工段階での配慮事項

建設担当課の環境管理推進員（課等の長）が別紙「公共工事における環境配慮指針チェック表」に基づきチェックする。チェックする時点は、別紙「各工事の流れ」を参考にし、各工事毎に適切な時期に実施する。

(4) 維持管理段階での配慮事項

事業担当課又は維持管理担当課の環境管理推進員（課等の長）が別紙「公共工事における環境配慮指針チェック表」に基づきチェックする。チェックする時点は、別紙「各工事の流れ」を参考にし、各工事毎に適切な時期に実施する。

6 実施状況の評価について

自己評価を当面は基本とする。判断基準に関しては、事例が少ないため、当面は判断の根拠を明確にし、それらの情報を蓄積する必要がある。

配慮が必要な項目のうち実施した割合が70%以上を「十分満足できる」、50～70%までを「満足できる」、50%未満を「通常レベル」とする。

公共工事における環境配慮指針

7 事業別環境配慮指針の流れ

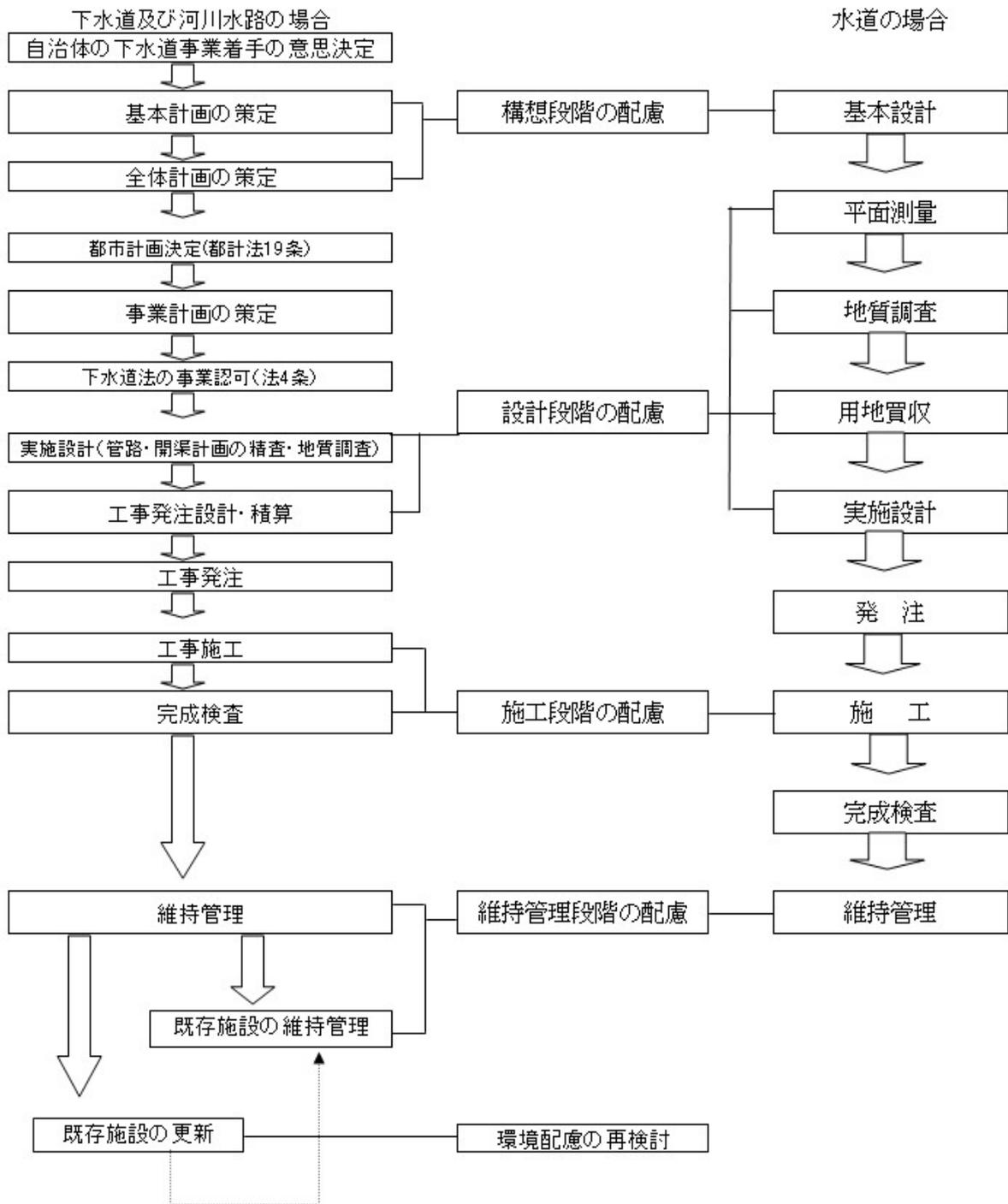
公共工事環境配慮指針の流れ

公共建築物の場合 公共工事環境配慮点検時期 道路整備の場合



公共工事における環境配慮指針

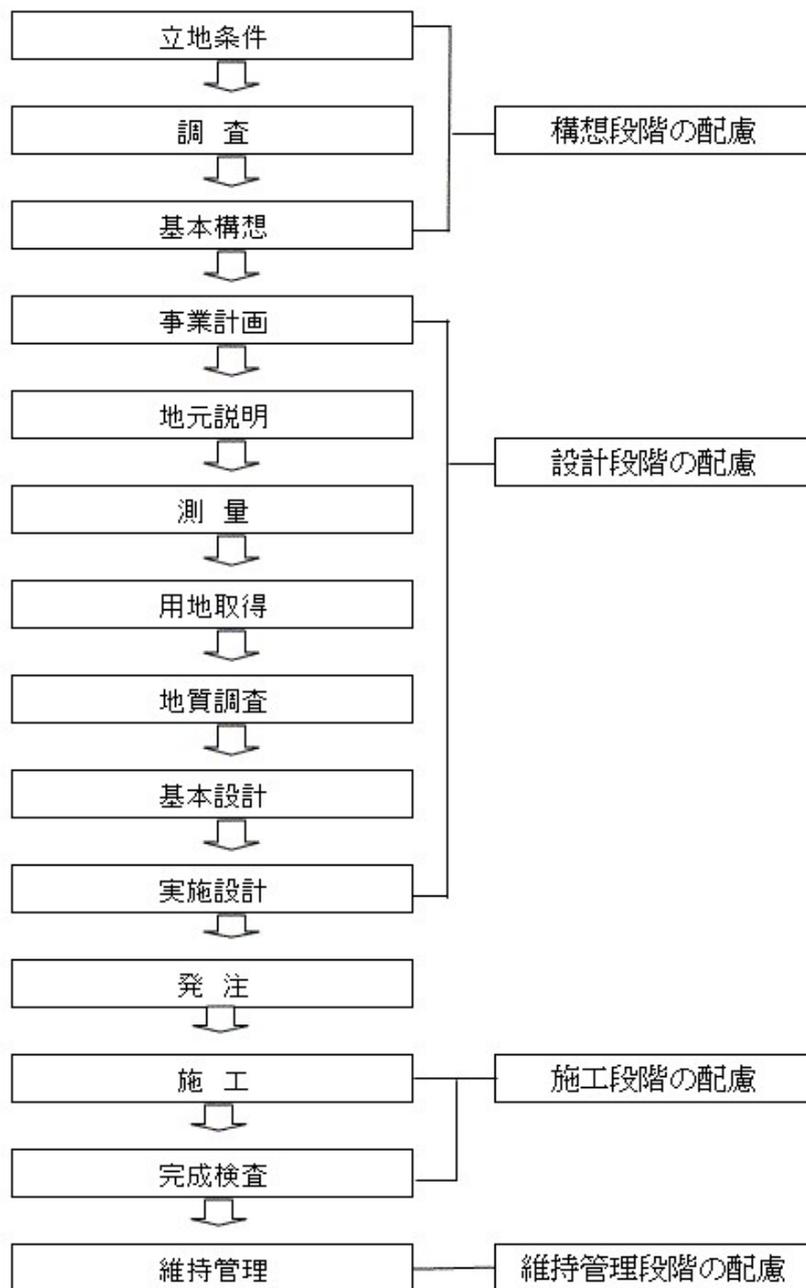
公共工事環境配慮指針の流れ



公共工事における環境配慮指針

公共工事環境配慮指針の流れ

公園施設の場合

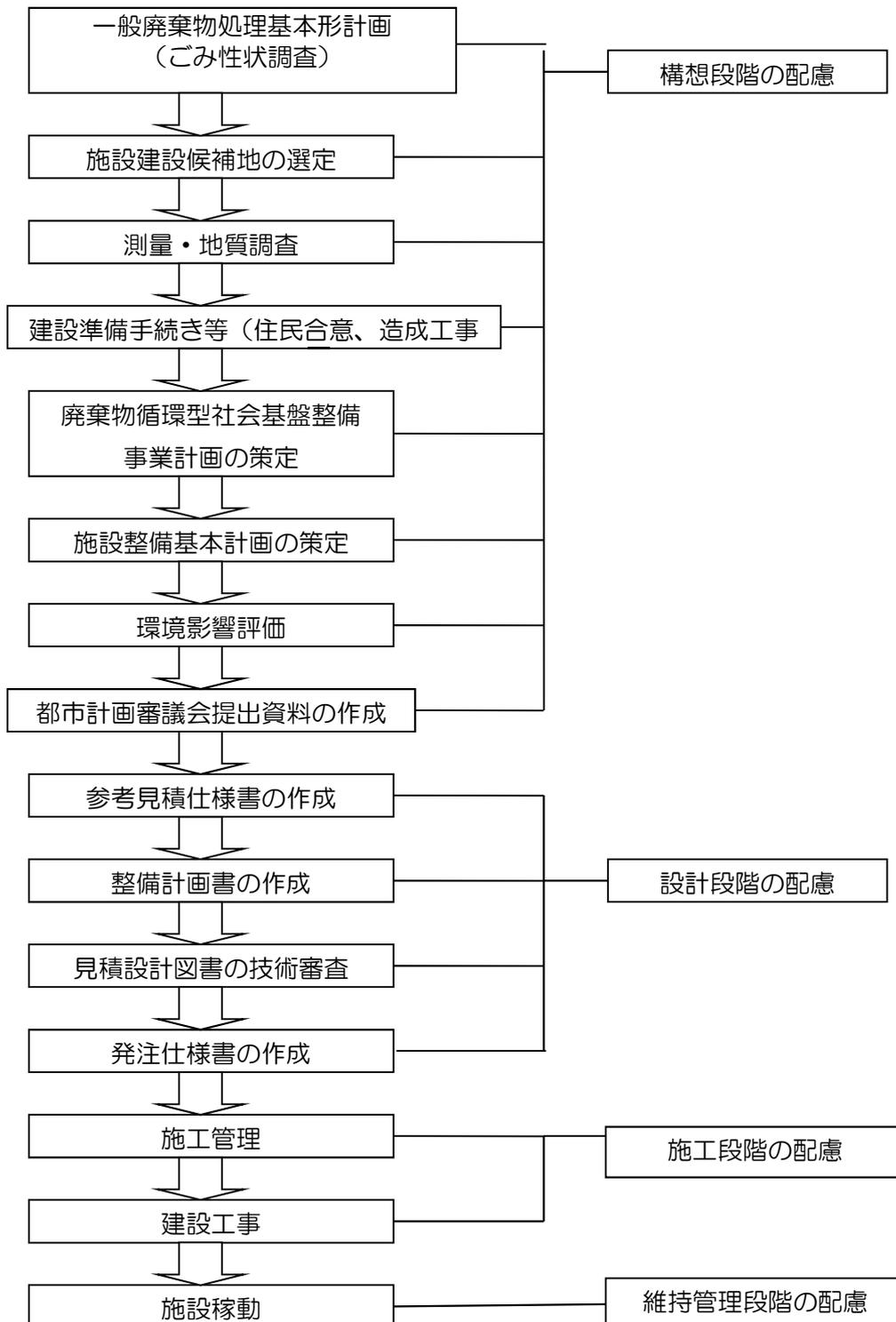


公共工事における環境配慮指針

公共工事環境配慮指針の流れ

廃棄物処理施設の場合

公共工事環境配慮点検時期



8 公共工事における環境配慮指針チェック表 別紙のとおり

公共工事における環境配慮指針

制定改訂履歴

版	改訂日付	改訂条項	改訂内容	作成 (起案)	審査	承認 (決裁)
00	R2.4.1		初版発行	太田浩一	高橋邦彦	藤間雅浩